

**平成30年度石川支部保険料率
評議会意見及び支部長意見（案）**

平成29年10月25日 石川支部

平成30年度石川支部保険料率への評議員意見(第三回評議会)

評議員	意見
事業主代表	<p>・準備金が法律で1か月分とあるのであれば、この1か月分の準備金を目安として、単年度収支を考えていくべき。今後、単年度で黒字化するのは意味が無いだろうから、若干の赤字基調の流れの中で、10%を超えていく分について積み上がった準備金を緩やかに消費するべき。</p>
事業主代表	<p>・準備金の積立をどういふポリシーでやっているのかがはっきりしない。各年度の単年度収支を均衡させるのか、将来に向けて黒字の収支とするのかで大きく変わってくる。そこが曖昧である限り議論しても意味がない。</p>
被保険者代表	<p>・法律上は準備金の積み立ては1か月分でもよいことになっているが、「1か月分という定義が適正なのか」、「本当は2か月、3か月分あるべきだ」ということの説明がされないと、「1か月分でもよいものを何故2か月、3か月分も必要なのか」という話になる。そういう意味で、単年度収支が黒字でもある程度の準備金残高が必要ということであれば、準備金残高の適正額を示してもらわないと、保険料率を決める議論は難しい。</p>
学識経験者	<p>・準備金については、その根拠として、どの水準まで積み立てるか、不透明できちんと示されていないければ、逆にそれは目的のない貯蓄となってしまふ。いわゆる準備金残高に関しての明確な方針を示すということと、逆に言えば将来の世代にツケを残さないために、きちんと収支均衡でバランスを取っていくことが重要。</p>
事業主代表	<p>・将来が悲観的なのか、楽観的なのか、それぞれの予想があるが、今の我々の世代が備えなければならないのは、今年負担するものは、今年の医療費だけで良いと考える。しかしながら、それがいつの間にか将来が悲観的だから貯金しようという考えになっている。それは、その時の世代が負担すべきであって、収支均衡という考え方から大きく転換している。</p>
事業主代表	<p>・準備金はどんな用途や目的で積み立てるのか、それによって必要な金額が決まる。目的が明確ではないのに、いたずらに準備金をつくるのは、ナンセンスとしかいいようがない。</p>
学識経験者	<p>・準備金残高が増えると、国庫補助が削減される可能性がある。なので、準備金を積み立てること自体は協会けんぽにとって利益にはならない。財務省として、国庫補助はここまで必要なのかと削減に転ずる可能性がある。</p>
事業主代表	<p>・一番恐ろしいのは、災害や北朝鮮問題など、何かしらの要因で急激に医療費が増大した場合にどうするかを考えておく必要がある。</p>
事業主代表	<p>・保険料率設定時において、保険料収入、債権回収、医療給付費の3つが石川の実績値で、あとは総報酬額からの推計値とのことだが、石川の料率を決めるのであればできるだけ石川の実情を入れるのが筋ではないか。</p>
学識経験者	<p>・パートタイマーの適用拡大については、報酬月額は低くても同じように医療機関に受診することから、逆に支出が増えるというリスクもある。どうしても労働時間が短い人ほど収入は少なくなるため、財政安定化とは別の面でのリスクがあり、保険料率設定時においては、そのリスクもマネジメントする役割が必要である。</p>
学識経験者	<p>・収入は景気に左右される一方で、支出は診療報酬改定や医療技術の進歩を加味する必要があり難しい。ただし、後期高齢者の医療費は増加していくが、人口構造上減少していくため、総体的な全体としての医療費自体は大きく伸びるわけではない。協会けんぽだけでなく、健保組合も赤字構造であるということで問題になっているが、負担の仕組みのあり方についても今のままでよいのか議論していく必要がある。</p>

平成30年度石川支部保険料率支部長意見書(案)

平成29年10月25日

全国健康保険協会理事長 殿

全国健康保険協会石川支部長

平成30年度保険料率に係る意見書

健康保険法第160条第7項の規定に基づき、支部評議会の意見を聴取いたしましたので、以下のとおり意見の申出を行います。

記

1. 石川支部の保険料率

単年度収支均衡の根本原則に、中・長期的な財政基盤の安定性を重視する観点を加え、負担の限界であると言われる上限10%の保険料率を、石川支部適用保険料率とする。

2. 激変緩和措置

計画的な解消を諒承する。

3. 保険料率の改定時期

平成30年4月納付分からとする。

＜意見＞

「保険料率の決定に至るプロセスへの不信」が強く問題提起された昨年度の評議会意見を踏まえ、「保険料率の算出に係る構成指標の経年検証」と「石川支部の5年収支見通しの試算値」を基に議論を行った。

評議員の意見を収斂すると、協会けんぽに対する「医療保険者としてのポリシー」が問われていると感じた。

具体的には、

- ①収支均衡を原則とする保険料に将来の負担まで見込むのかという観点から、準備金残高水準の根拠を明確にすべきという意見
- ②都道府県単位保険料率を標榜するのであれば、支部の保険料率には収支の実態が適切に反映されなければならないという観点から、支部収支の実数を明らかにすべきという意見
- ③加入者の増加がもたらす影響は、保険料率の変動に留意するだけでよいのかという観点から、低所得加入者の実態把握の必要性があるという意見であり、当職は協会けんぽが方針を示すべきとの何れの主張も、評議員の見識において、単に保険料率の水準を論ずるに留まるものではなく、加入者の納得性を前提とした保険制度の運営を求めていると思料する。

その上で、平成30年度の石川支部保険料率について、以下のとおり申し入れの趣旨を述べる。

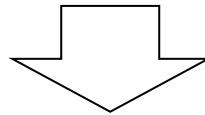
- ①石川支部並びに全国平均において収支を均衡させた場合の保険料率は10%を下回り、準備金残高が更に積み上がることが見込まれること
- ②10%という保険料率の水準は、協会けんぽにおける共通認識として限界保険料率と位置付けていること
- ③中・長期的な財政基盤の安定性を重視する方向性が既に示されていること

これらを勘案すると、これまで示された評議会の意見、理事長の判断、加入者の納得性、収支見込み、のすべてに合致する保険料率10%を申し入れる。

以上

支部長意見(案)への評議員意見

評議員	意見
松村委員	保険料率10%で準備金残高が更に積み上がることが見込まれるのであれば、10%は過大な保険料率となる危険性がある。現状の準備金残高は法で定める1ヵ月分以上の過大なものとなっているので、更なる積み上げは不要と考える。よって、 <u>10%には反対である。単年度で収支均衡となる保険料率が上限</u> である。
北川委員	29年度の保険料率から下げたことは、評議会の意見に即したものであり特に異論はないが、 <u>10%に設定することの理由が判然としない</u> 。全国健康保険協会の議論で石川支部の意見が反映されず、現状維持や上昇とならないよう強く主張してもらいたい。
奥井委員	異論なし
梶委員	(前略)見込みはどうしても辛目になるのはしかたないとしても、準備金残高については、1ヵ月分を超えるものを備えるというのは根拠が明確でなく、今後の方針をはっきりして欲しい。 <u>保険料率については少々の変動があってもいい</u> と思う。下がった理由・上がった理由について周知すれば、加入者も意識するのでは。
山副委員	末尾の「これまで示された・・・(中略)・・・のすべてに合致する。」という記載のうち、少なくとも <u>「評議会の意見」「加入者の納得性」については、「合致する」との表現は適切とは言えず訂正を求めたい。</u>



準備金残高の更なる積み上がりに対する理由が示されないこと、10%に設定する料率への根拠が見つからないこと、理由があれば保険料率の変動への理解もあり得ること、等のご意見を踏まえた上で、評議会並びに加入者の納得性に資する支部長意見書とする。

評議員意見を踏まえた支部長意見(修正案)

平成29年10月25日

全国健康保険協会理事長 殿

全国健康保険協会石川支部長

平成30年度保険料率に係る意見書

健康保険法第160条第7項の規定に基づき、支部評議会の意見を聴取いたしましたので、以下のとおり意見の申出を行います。

記

1. 石川支部の保険料率

中・長期的な財政基盤安定の重要性を認識しつつも、法定を大きく超える準備金の残高水準を鑑みたとき、平成30年度の石川支部適用保険料率は、単年度収支均衡により算出される保険料率とすることを申し入れる。

2. 激変緩和措置

計画的な解消を諒承する。

3. 保険料率の改定時期

平成30年4月納付分からとする。

《意見》

「保険料率の決定に至るプロセスへの不信」が強く問題提起された昨年度の評議会意見を踏まえ、「保険料率の算出に係る構成指標の経年検証」と「石川支部の5年収支見通しの試算値」を基に議論を行った。

評議員の意見を収斂すると、協会けんぽに対する「医療保険者としてのポリシー」が問われていると感じた。

具体的には、

①収支均衡を原則とする保険料に将来の負担まで見込むのかという観点から、準備金残高水準の根拠を明確にすべきという意見

②都道府県単位保険料率を標榜するのであれば、支部の保険料率には収支の実態が適切に反映されなければならないという観点から、支部収支の実数を明らかにすべきという意見

③加入者の増加がもたらす影響は、保険料率の変動に留意するだけでよいのかという観点から、低所得加入者の実態把握の必要性があるという意見であり、当職は協会けんぽが方針を示すべきとの何れの主張も、評議員の見識において、単に保険料率の水準を論ずるに留まるものではなく、加入者の納得性を前提とした保険制度の運営を求めていると思料する。

その上で、平成30年度の石川支部保険料率について、以下を申し入れの趣旨とする。

①中・長期的な財政基盤の安定と準備金残高水準の相関に係る道筋が示されていないこと。

②保険料率を10%とした場合、準備金が更に積み上がることが見込まれること。

③10%という保険料率の水準は、協会けんぽにおける共通認識として限界保険料率と位置付けているにも関わらず、石川支部の保険料率は10%を超えていること。

以上